

# 佐井村過疎地域持続的発展計画(案)

〈令和3年度～令和7年度〉

令和3年12月

青森県下北郡佐井村



## 目 次

1	基本的な事項	
(1)	佐井村の概況	1
(2)	人口及び産業の推移と動向	6
(3)	村の行財政の状況	9
(4)	地域の持続的発展の基本方針	12
(5)	地域の持続的発展のための基本目標	13
(6)	計画の達成状況の評価に関する事項	13
(7)	計画期間	13
(8)	公共施設等総合管理計画との整合	13
2	移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	
(1)	現況と問題点	15
(2)	その対策	16
(3)	事業計画	17
3	産業の振興	
(1)	現況と問題点	18
(2)	その対策	21
(3)	事業計画	23
(4)	産業振興促進事項	24
(5)	公共施設等総合管理計画との整合	24
4	地域における情報化	
(1)	現況と問題点	25
(2)	その対策	25
(3)	事業計画	25
5	交通施設の整備、交通手段の確保	
(1)	現況と問題点	26
(2)	その対策	27
(3)	事業計画	28
(4)	公共施設等総合管理計画との整合	28
6	生活環境の整備	
(1)	現況と問題点	29
(2)	その対策	31
(3)	事業計画	32
(4)	公共施設等総合管理計画との整合	33
7	子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	
(1)	現況と問題点	34
(2)	その対策	35
(3)	事業計画	37
8	医療の確保	
(1)	現況と問題点	38
(2)	その対策	38

(3) 事業計画	38
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	39
9 教育の振興	
(1) 現況と問題点	40
(2) その対策	40
(3) 事業計画	41
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	42
10 集落の整備	
(1) 現況と問題点	43
(2) その対策	43
(3) 事業計画	43
11 地域文化の振興等	
(1) 現況と問題点	44
(2) その対策	44
(3) 事業計画	45
12 再生可能エネルギーの利用の推進	
(1) 現況と問題点	46
(2) その対策	46
(3) 事業計画	46
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	47
事業計画 過疎地域持続的発展特別事業分	48

# 1 基本的な事項

## (1) 佐井村の概況

### ア 自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

#### ① 自然的条件

佐井村は、青森県下北半島の西側に位置し、津軽海峡に沿って南北を底辺とする細長い三角形をなし、人の顔で例えるなら“下北半島の顔”を構成する部分となり、北部は大間町、東部はむつ市大畑町、同市川内町、南部を同市脇野沢にそれぞれ境を接し、西部は津軽海峡を隔てて北海道渡島と相對している。

地勢は、概して急峻で平坦地が少なく、ほとんどが山地である。したがって役場所在地の佐井地区を中心に南部、矢越地区以南は、山岳が海岸線まで迫っており断崖絶壁をなしているため、耕作地が極めて少なく、大間町との境界に至る原田地区と野平盆地にわずかにあるに過ぎない。この急峻な地形の中に、下北半島国定公園「仏ヶ浦」が指定されている。風光明媚な奇岩怪岩が半島屈指の観光地として、また、貴重な自然遺産としての知名度が高い。

集落は、海岸線に沿って原田、古佐井、大佐井、矢越、磯谷、長後、福浦、牛滝の8集落があり、山間部に川目の1集落が点在している。

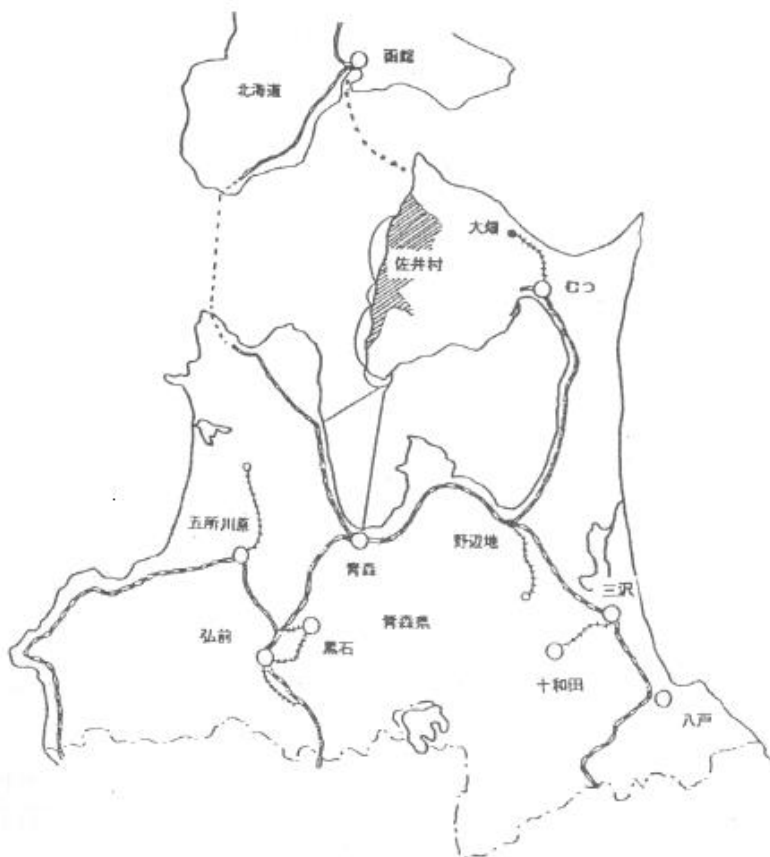


図-1 当村の位置

村の中心地は、佐井地区（大佐井、古佐井地区）があり、人口の約60%が集中しており、商店街も比較的形成的に形成され、行政、経済、教育、文化等の中心となっている。

河川は大小9河川あるが、主要なものは大佐井川、古佐井川であり、いずれも河床の上昇が著しい。

地質土性については、丘陵地域は表土30～40cmで、上層は粘土、砂礫層により形成され、下層は砂礫層により形成されている。

主要な河川の平坦地の丘陵が主な農用地として利用されているが、その割合は極めて少なく、山岳地域の一部の平坦地が放牧地として利用されている。

気象は対馬暖流の影響を受け、高緯度に位置しているものの、低気圧に覆われることが多くなっており、特に冬季から春にかけては北西の風が強く、塩害、風害の影響が著しい。年間平均気温は11.4度で、7～8月に最高気温に達する。9月末には気温が急激に下降し、残暑期間は短く、10月から11月にかけて更に気温が低下する。

年間降水量のピークは8月であり、1月が最も少ない。また、年間降水量は約800mm、最大積雪深は約60cmで、海岸線沿いは北西の季節風により吹き飛ばされるため積雪が少ないが、山間部はふき溜りによって深雪となる。

## ② 歴史的條件

本村は、古くから古佐井、大佐井の両河岸の至るところから土器、石器類が多く発掘されている。蝦夷棲息の地であったとみえて、斉明天皇（659年）の御代、阿部臣比羅夫が秋田、能代、津軽の蝦夷を再征して津軽の有馬浜（深浦）において、蝦夷帰順の式を挙げた。この時、胆振鉏の蝦夷20人も式に招かれた。この胆振鉏の蝦夷は、佐井蝦夷と伝えられている。（日本書紀）

この地方を古くから宇曾利郷と称し、後には北部とも称した。徳川時代に盛岡南部氏の所領となり、田名部（むつ市）に代官所をおいて支配された。享和3（1803）年に徳川幕府は、佐井を蝦夷地渡航の港として認め、以来、明治初年に至るまで和船の往来があり、下北半島の良港として繁栄した。明治3年斗南藩の領地となり、江刺県と改称されたが明治4年7月廃藩となり、斗南藩を斗南県と改めて青森県に包含され、田名部に支庁を設け、大間に出張所を置いた。明治6年3月大小区の制度を設け、田名部支庁を廃して第6大区役所を置いた。佐井村、長後村、奥戸村、大間村、蛇浦村、易国間村をもって1小区とし、第4小区と称した。明治11年10月大小区を廃して新たに郡制を布き、旧田名部通り34ヶ村をもって下北郡と称した。

このような藩制当時は、佐井村、長後村の2ヶ村であったが、明治22年町村制施行の際合併し、旧1村区域を大字とし、大字佐井、大字長後をもって新たに佐井村となり、平成元（1989）年に村制施行100周年を迎え現在に至っている。

### ③ 社会的条件

#### (ア) 土地条件

当村の総面積は 135.04 k m<sup>2</sup>であり、県内市町村の中でも比較的広い面積を有し、県総面積の 1.4%を占める。

この内訳をみると、山林・原野が全体の 93%を占め、その 9 割以上が国有林で占められている。田と畑を合わせた耕作地は、全体の 3.5%にあたる 4.76 k m<sup>2</sup>、宅地は 0.4%の 0.54 k m<sup>2</sup>に過ぎず、土地利用率は極めて低い。

#### (イ) 生活環境

村内の公共交通機関は、下北交通バス 1 路線に限られており、むつ市との連絡路線は村内の佐井地区までは 8 便となっているが、佐井地区から村内の磯谷、長後地区までは 2 便に減便されている。また、長後以南の地区にはバスの便はない。

道路の整備状況を見ると、村内の国道はむつ市から同市川内町を經由して当村に至る 338 号とむつ市から大間町を經由して当村に至る 297 号の 2 路線が整備されている。国道 338 号は、完全舗装されたものの、途中幅員が狭い所や山間部では蛇行し急カーブが多く、改良が望まれている。また、国道 279 号は、むつ市大畑町の木野部峠を越えるため蛇行したルートであり、冬季の積雪期間を中心に安全確保と輸送の迅速性が妨げられている。更には、近年、津波警報の発令や自然災害により国道 279 号が寸断された際には、一時的な孤立状態となっている。

国道 279 号は、大間町、むつ市を経て野辺地町へ至る、主要幹線道路であり、生活道路や防災、物流等のあらゆる分野で重要な路線である。そのため現在も下北地域広域避難路基本調査に位置付けられた国道 279 号のバイパス化の実現に向け要望をしている。

当村内の主要地方道、県道川内・佐井線（かもしかライン）は、冬季閉鎖区間解消のための防雪施設等の整備が進められ、令和 4 年度の通年通行を目指している。また、一般県道薬研・佐井線（あすなろライン）は、令和 2 年度に 1.5 車線整備が進められ、着実に道路網の整備が進むものの、道路幅員の狭さから、交通量が増加した際の安全性の確保が必要とされている。

### ④ 経済的條件

当村と下北地域の中心都市むつ市までは約 60 kmで、国道 338 号、279 号を車で 77 分、青森市まで高速船「ポーラスター」で 150 分、陸路 158.8 k mを車で約 210 分、北海道函館市へは隣接の大間町からフェリーで 90 分の時間距離にあり、地域経済の中心都市から遠く、経済的な立地条件に恵まれていない。

また、日常社会生活圏は、むつ市、大間町に依存しており、村内商店からの購入は日常の生活必需品がほとんどである。

## イ 佐井村における過疎の状況

平成 27 年国勢調査人口は 2,152 人で、昭和 35 (1960) 年から平成 27 (2015) 年までの 55 年間の人口総数で見ると、実に 3,119 人、59.2%の減少となり、平成 12 (2000) 年に交付された過疎地域自立促進特別措置法に基づき、過疎地域に指定されたところである。

この減少の大きな要因は、高度経済成長期における若年層の村外流出と出生率の低下である。特に 0~9 歳までの幼児は、昭和 35 年に 1,499 人あったものが、平成 27 年には 99 人、93.4%減と大幅な減少となった。また、15~29 歳までの若年者人口も、昭和 35 年の 921 人から平成 27 年には 185 人、79.9%減となっている。

一方、65 歳以上の人口は着実に増加しており、昭和 35 年の 306 人から平成 27 年には 873 人と約 3 倍に増えている。このことから当村の人口形態の特徴として少子・高齢化への移行が著しいことが伺える。

これらの過疎化の要因は、基幹産業である漁業の長期低迷が若者の漁業就業を遠ざけていることや村内の雇用の場が少ないこと、加えて高等学校・大学進学、就職などで転出する若者の増加が影響している。

## ウ 社会経済的発展の方向

### ① 産業構造の変化

当村の近年の就業人口の推移は、平成 12 (2000) 年が 1,433 人、平成 17 (2005) 年が 1,168 人、平成 22 (2010) 年が 1,079 人で、平成 27 (2015) 年の国勢調査では、就業人口総数 973 人、就業率は 45.2%となっている。

産業別構成をみると第 1 次産業が 24.0% (233 人)、第 2 次産業が 23.9% (233 人)、第 3 次産業が 52.1% (507 人)となっている。青森県全体の割合では、第 1 次産業割合が 12.0%という結果であり、この状況を踏まえれば依然として第 1 次産業が本村の重要な産業であることに変わりはない。

第 2 次産業の就業者割合は、平成 12 年が 38.7% (555 人)、平成 27 年が 23.9% (233 人)と 15 年間で 14.8%低下しており、本村における産業の中心は第 3 次産業へ移行している。

### ② 出稼ぎの状況

当村は、雇用の場が少ないことや漁業所得が安定しないことなどから生計を維持していくため、昭和 40 年代後半頃から収入を求めて関東や中部方面に出稼ぎに行く人が増え、第 4 次産業ともいえる出稼ぎへの依存度が高まっていった。

基本は夏過ぎまで本業の漁業等に従事し、冬季に出稼ぎへ行くケースが多かったが、中には通年で出稼ぎに出る人もめずらしくなくなってきている。

令和 2 (2020) 年度の出稼ぎ労働者は、27 人、近年は 30 人前後で推移している。



### ③ 県の総合計画等における位置付け

#### (ア) 青森県基本計画「選ばれる青森」への挑戦

平成 31 (2019) 年度から令和 5 (2023) 年度までの本計画では、2030 年の青森県の目指す姿を「『生業』と『生活』が好循環する地域へ～世界が認める『青森ブランド』の確立～」と掲げている。

「青森ブランド」の具体像としては「買ってよし、訪れてよし、住んでよし」の青森県とし、本県が有する多様な価値が一体となって世界から評価され、県民自身もその価値を誇りに思い、存分に享受している状態を目指すこととしている。

青森県基本計画内の地域別計画で示されているように、本村が所在する下北地域には「個性的な自然と交流の歴史・文化」や「多様な山海の幸」など、貴重で多様な地域資源を有していることから、それらを活かした取り組みを展開していく。

#### (イ) 下北地域広域市町村圏における計画等

むつ市、大間町、東通村、風間浦村、佐井村で構成される下北圏域は、行政区域を越えて日常生活圏を共有し、これまでも消防・救急、ごみ処理など連携した取り組みを進め、効率的な行政運営を行ってきた。多様で厳しい社会情勢の中、住民が安全・安心に暮らせる持続可能な地域社会づくりを進めるためには、自治体単独での事業展開には限界があると同時に、当地域においては大変非効率である。

そのため、下北圏域定住自立圏構想では、このような共通認識のもと、地域社会の様々な課題を解決し、持続可能な圏域を形成するため、圏域 5 市町村が、より力強い連携のもと、各市町村の独自性を互いに尊重しながら、それぞれが有する地域資源を有効に活用し、生活に必要な機能を圏域全体で確立していくことで、将来にわたって地域住民が安全で安心して暮らすことができる魅力あふれる圏域づくりを目指すこととしている。

また、同じく持続可能な地域社会の実現を目指すための方向性などが示された下北ジオパーク推進計画についても、上記の下北圏域 5 市町村と一体となった取り組みが必要である。

## (2) 人口及び産業の推移と動向

### ア 人口の推移と動向

本村の国勢調査による長期的な人口推計を見てみると、表記された以前の昭和30(1955)年の5,642人がピークであり、そこから減少が始まり、高度経済成長期の加速を経て、以後も減少が続いている。

今後も人口の減少は続く見込みとなっており、平成30(2018)年3月に国立社会保障・人口問題研究所が公表した令和12(2030)年の本村の推計人口は1,403人となっている。

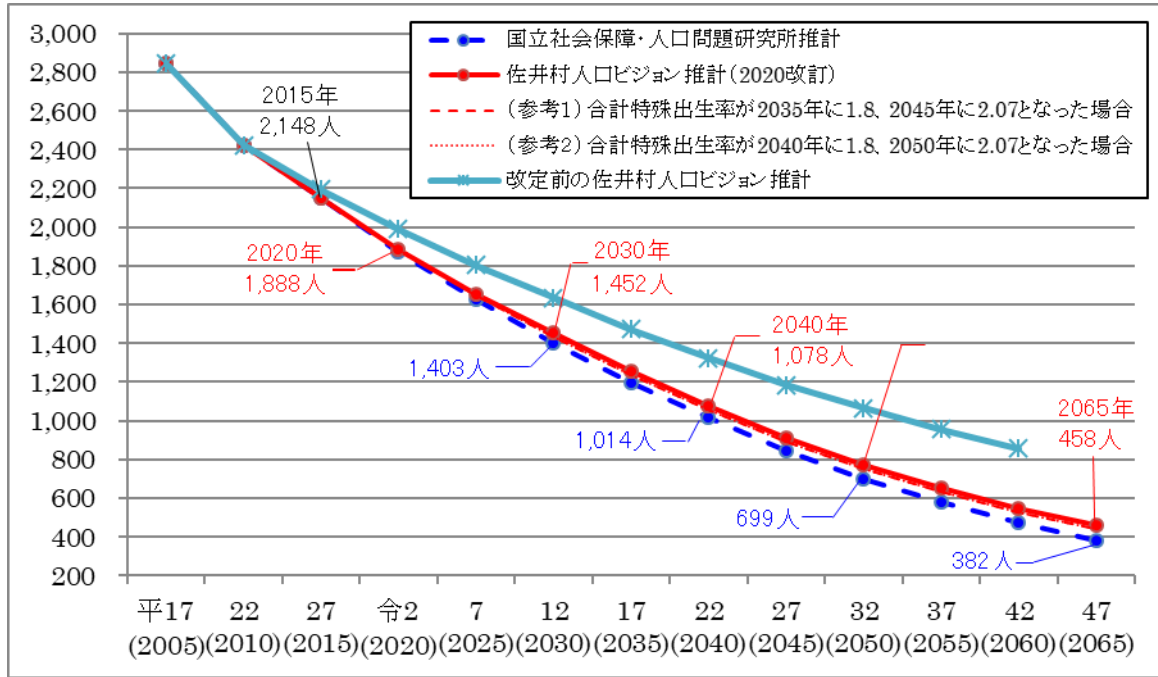
表1-1 (1) 人口の推移 (国勢調査)

区 分	昭 和	昭 和 50 年		平 成 2 年		平 成 17 年		平 成 27 年	
	35 年	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率
総 数	人 5,271	人 4,462	% △3.5	人 3,348	% △7.9	人 2,843	% △5.5	人 2,148	% △11.3
0 歳～14 歳	2,293	1,255	△17.1	655	△24.0	335	△8.7	191	△24.8
15 歳～64 歳	2,672	2,752	0.9	2,022	△7.2	1,635	△8.8	1,084	△15.0
うち 15 歳～ 29 歳(a)	921	763	△6.3	362	△16.6	348	△5.4	185	6.9
65 歳以上 (b)	306	455	19.4	671	13.0	873	2.7	872	△2.4
(a)/総数 若年者比率	% 17.5	% 17.1	—	% 10.8	—	% 12.2	—	% 8.6	—
(b)/総数 高齢者比率	% 5.8	% 10.2	—	% 20.0	—	% 30.7	—	% 40.6	—

表1-1 (2) 人口の見通し

(人)

総人口の将来展望 (佐井村)



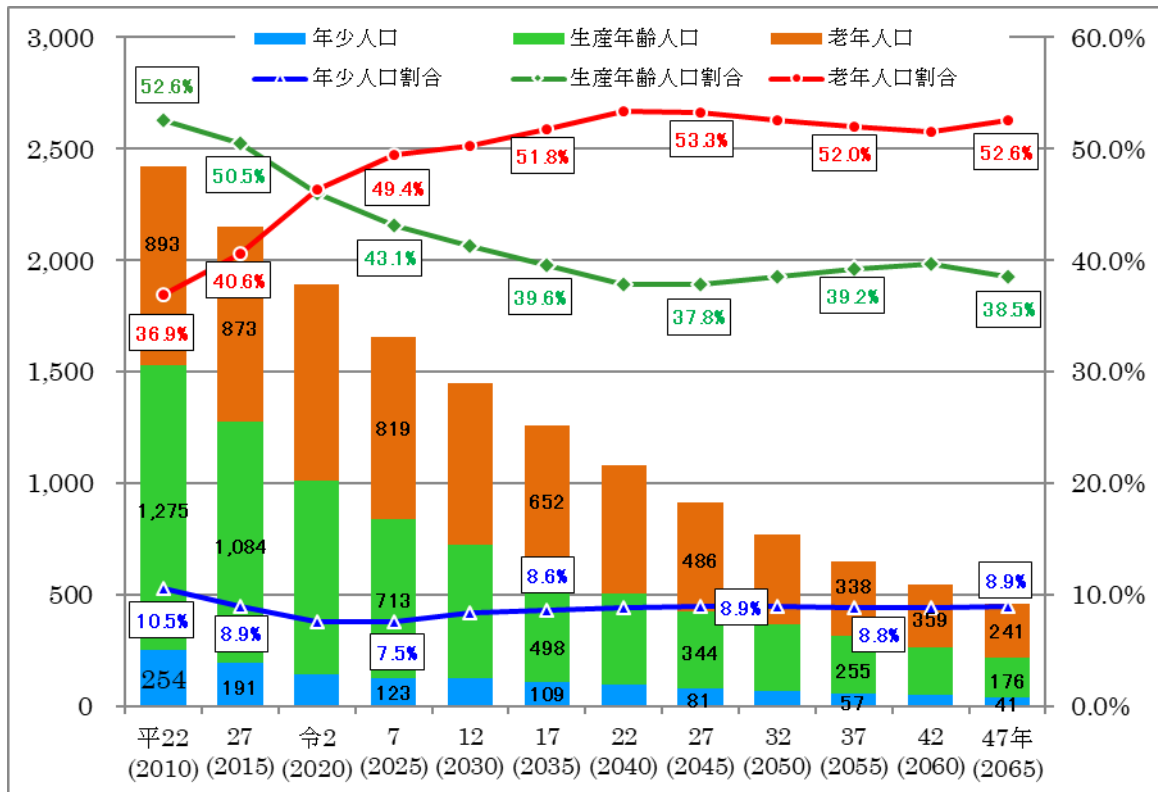
(年)

(資料：佐井村人口ビジョン2020年改定版)

(人)

年齢3区分別人口の将来展望 (佐井村)

構成比率



(資料：佐井村人口ビジョン2020年改定版)

## イ 産業の推移と動向

平成 27 年国勢調査によると、当村の就業人口は、973 人となっており、この産業別内訳をみると、第 1 次産業が 24.0% (233 人)、第 2 次産業が 23.9% (233 人)、第 3 次産業が 52.1% (507 人) である。

当村の就業構造は、県平均と比較すると、第 1 次産業及び第 2 次産業に従事する割合が高く、第 3 次産業が低い構造にある。第 1 次産業の就業人口比率は概ね横ばいで維持しており、その中心となる農林漁業が本村における重要な産業であることがうかがえるものの、第 2 次産業は減少傾向にある。

このことから、本村の就業構造は、基幹産業である漁業等を維持しつつ、第 3 次産業にシフトする傾向を示している。

表 1-1(3) 産業別人口の動向 (国勢調査)

区 分	昭 和 35 年	昭 和 50 年		平 成 2 年		平 成 17 年		平 成 27 年	
	実 数	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率
総 数	人 2,486	人 2,286	% △5.2	人 1,845	% △7.8	人 1,168	% △18.5	人 973	% △9.8
第一次産業 就業人口比率	% 74.7 (1,857)	% 54.0 (1,234)	—	% 42.2 (778)	—	% 25.4 (297)	—	% 24.0 (233)	—
第二次産業 就業人口比率	% 10.4 (259)	% 20.3 (463)	—	% 27.0 (498)	—	% 28.4 (331)	—	% 23.9 (233)	—
第三次産業 就業人口比率	% 14.9 (370)	% 25.8 (589)	—	% 30.8 (569)	—	% 46.2 (540)	—	% 52.1 (507)	—

※ ( ) カッコ内の数値は、各産業における就業人口を示す。

### (3) 村の行財政の状況

#### ア 行政

当村では、急速な少子・高齢化の進展により多様化・複雑化する福祉や介護のニーズに対応するために行政組織機構改革が行われ、令和2年4月に住民福祉課が「住民生活課」と「福祉健康課」の組織に分けられた。

現在の行政機構は、総務課、住民生活課、福祉健康課、産業建設課、総合戦略課、出納室の5課1室で、執行機関として、議会事務局、教育委員会、選挙管理委員会、農業委員会の事務局並びに監査委員で構成されている。職員数は、令和3年4月1日現在で49人となっている。

隣接市町村との協力体制は、障害児入所施設、し尿処理施設、一般廃棄物処理施設、消防等について、下北地域広域行政事務組合（構成市町村：むつ市、大間町、東通村、風間浦村、佐井村、野辺地町、横浜町、六ヶ所村）で共同処理・運営している。

また、むつ市、大間町、東通村、風間浦村、佐井村の5市町村で開設する病院・診療所については、一部事務組合下北医療センターにおいて共同で管理・運営している。

#### イ 財政

本村は、歳入全体に占める地方税の割合が7.0%（令和元年度決算）と自主的財源に乏しく、国への依存度が高い状況にある。

財政力指数は、平成22（2010）年度から令和元（2019）年度までの9年間でほとんど増減なく、0.12と極めて低く、県内市町村の平均値を大きく下回っている。

また、経常収支比率は同年比較で0.5%改善し、84.7%となっていますが、依然として高い水準で推移している。

本村においては、村債残高や実質公債比率など、一部の財政指標は改善傾向で推移しているものの、財政力指数や経常収支比率などは、以前、県内でも低位に位置している。この現況の中で過疎地域の持続的発展に資する施策を展開していくためには、引き続き慎重な財政運営と効果的・効率的な行政運営に努めなければならない。

このことから、歳入においては、村税はもちろんのこと、適正な使用料等の見直し、応分の受益者負担等、自主財源の確保に努める。また、歳出面では、補助金の見直し、徹底した経費の節減合理化を図り、投資的経費に充当できる財源の確保に努めるとともに、実施計画に基づいた事業を実施することにより、村の振興と持続可能なむらづくりを図る。

表 1 - 2 (1) 市町村財政の状況

(単位：千円)

区 分	平成 22 年度	平成 27 年度	令和元年度
歳 入 総 額 A	3,022,899	3,246,833	2,395,614
一般財源	2,129,154	1,822,206	1,761,274
国庫支出金	411,651	204,598	105,261
都道府県支出金	261,228	663,613	284,764
地方債	204,600	102,400	103,500
うち過疎債	57,300	18,200	49,800
その他	16,266	454,016	140,815
歳 出 総 額 B	2,955,843	3,158,376	2,343,770
義務的経費	854,541	732,542	655,185
投資的経費	641,593	403,957	323,493
うち普通建設事業	641,593	394,140	321,719
その他	1,459,709	1,894,818	1,365,092
過疎対策事業費	245,651	127,059	172,951
歳入歳出差引額 C (A - B)	67,056	88,457	51,844
翌年度へ繰越すべき財源 D	23,621	19,362	1,453
実質収支 C - D	43,435	69,095	50,391
財政力指数	0.107	0.112	0.120
公債費負担比率	18.2	12.0	10.2
実質公債費比率	17.0	12.8	7.8
起債制限比率	-	-	-
経常収支比率	85.2	88.1	84.7
将来負担比率	61.7	△69.2	△115.1
地方債現在高	2,601,131	1,735,881	1,268,850

表 1-2 (2) 主要公共施設等の整備状況

区 分	昭和 55 年度末	平成 2 年度末	平成 12 年度末	平成 22 年度末	令和元 年度末
市 町 村 道					
改 良 率 (%)	15.4	38.0	43.8	46.7	72.9
舗 装 率 (%)	8.9	39.8	42.7	45.2	68.9
農 道					
延 長 (m)	19,493	18,737	18,737	15,737	15,737
耕地 1 ha 当たり農道延長 (m)	31.6	35.4	36.2	-	-
林 道					
延 長 (m)	31,789	44,023	51,951	60,092	60,092
林野 1 ha 当たり林道延長 (m)	78.3	3.6	4.2	-	-
水 道 普 及 率 (%)	100.0	100.0	100.0	99.1	99.5
水 洗 化 率 (%)	2.3	27.5	25.7	65.5	53.6
人口千人当たり病院、 診療所の病床数 (床)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

#### ウ 施設整備水準の現況

当村における主要公共施設の現況については、表 1-2(2)のとおりである。林道の改良率・舗装率は段階的に伸びてきているが依然低く、林道延長が減少したのは、国有林野面積を含めたことによるものである。

全体として公共施設整備水準がまだ低いため、公共施設についても今後の整備が望まれる。

#### (4) 地域の持続的発展の基本方針

青森県と過疎地域持続的発展方針では、本県のめざす姿として、過疎地域等を巡る新たな動きを捉えた人財の確保・育成や雇用機会の拡充、それぞれの地域の豊富な資源を生かした自立的な地域づくりの2つの視点に重点を置いて各種施策に取り組むことにより、過疎地域等が人口減少を克服し、地域住民の誰もが、地域で安心して暮らしていくことができる、持続可能な地域となることをめざすものとしている。

この方針を受けて、本村が佐井村第5次長期総合計画で掲げる将来像「みんなが“愛と誇り”を実感できるむら～日本で最も小さくかわいい漁村の挑戦～」の実現を基本としながら以下の5つの政策を推進することで、過疎地域の持続的発展に資する積極的な施策を展開していく。

佐井村第5次長期総合計画に掲げる基本計画の構成

基本施策	基本政策
① “絆”が実感できるむら (自治・協働・定住)	ア 自治・協働の推進 イ 人権尊重社会の実現 ウ 男女共同参画社会の実現 エ 定住の促進 オ 効果的・効率的な行財政運営
② “にぎわい”が実感できるむら (産業・交流)	ア 農林水産業の振興 イ 商工業の振興 ウ 観光交流の推進 エ 多文化交流の促進
③ “快適な暮らし”が実感できるむら (環境・基盤・交通・情報)	ア 生活基盤の整備 イ 生活環境の向上 ウ 生活の安全確保 エ 環境衛生の充実
④ “あんしん”が実感できるむら (保健・福祉・医療・介護)	ア 子育て支援 イ 高齢者の自立支援 ウ 障がい者の自立支援 エ 地域福祉の向上 オ 健康づくりの推進 カ 医療の確保 キ 社会保障制度の適正運営
⑤ “学びと誇り”が実感できるむら (教育・文化)	ア 学校教育の充実 イ 生涯学習・社会教育の充実 ウ 芸術・文化の推進 エ スポーツの推進 オ 家庭・地域の教育力の向上



## (5) 地域の持続的発展のための基本目標

(4) の基本方針に基づく基本目標は、以下のとおりとする。

目標指標	現状値 (基準年度)	目標値 (令和7年)	備考
定住人口	2,148人 (H27)	1,450人以上	国勢調査(総人口)
交流人口	123,258人 (H29)	130,000人以上	観光入込客数
若者定住率	43.3% (R2)	現状値以上	25歳～39歳人口/20年前の5歳～19歳人口

## (6) 計画の達成状況の評価に関する事項

本村の過疎地域持続的発展計画に掲載する事業は、別に定める本村のむらづくり最上位計画である「佐井村長期総合計画」に基づくものである。計画では、各分野の基本目標を設定し、その検証・改善を図るための仕組みとしてPDC Aサイクルを運用する。なお、このPDC Aサイクルは、村民をはじめ外部の有識者等で構成される「佐井村総合計画検証委員会」により検証を実施する。

## (7) 計画期間

計画期間は、令和3(2021)年4月1日から令和8(2026)年3月31日までの5か年間とする。

## (8) 公共施設等総合管理計画との整合

佐井村公共施設等総合管理計画には、本村の所有する各公共施設及びインフラ資産の管理状況と施設類型ごとの管理に関する基本的な方針が定められているものであり、本計画における事業の対象となっている公共施設等も記載されていることから、過疎対策事業債活用の前提としての本計画との整合性は取れているものである。

また、本村の公共施設等の管理に関する基本的な考え方は、平成29年2月に策定された佐井村公共施設等総合管理計画に基づき、今後、更新時期を迎える公共施設等の多額の更新費用について財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等のマネジメントの推進にあたっては、村が所有する全ての公共施設等の老朽化の状況や利用状況等の情報を一元的に管理し、更新・統廃合・廃止及び長寿命化等の取組みを推進するため、次の7つの基本的な考え方に準じ、施設等の維持管理や運用を行う。

### ① 点検・診断等の実施方針

定期点検や診断を継続して適切に実施するとともに、危険個所等の情報の共有を図りながら、緊急を要するものについては迅速に対処する。

② 維持管理・修繕・更新等の実施方針

点検や診断の結果に基づき、施設の状態を詳細に把握・蓄積して修繕や改修・更新など、効率的で迅速かつ適正な維持管理に努める。また、耐用年数を迎える施設の更新にあっては、単に同規模で更新するのではなく、受益者の見込みや状況の変化に応じた最適な規模への増減を検討する。

③ 安全確保の実施方針

危険性が高いと認められる公共施設等は、迅速かつ適切に、改修や保全等の措置を講じ、村民ならびに施設等の利用者の安全を確保する。

④ 耐震化の実施方針

利用者の多い施設や防災上の避難所（避難施設）など、施設の特性を考慮しながら、優先順位の高い施設から計画的に耐震化を進めるとともに、防災力を高め、地震や災害に耐えうる安全・安心な公共施設の維持を目的として、耐震診断及び耐震補強の実施状況を精査し、その結果に基づき適正に対応する。

⑤ 長寿命化の実施方針

国が示す「事後対応型」から「予防保全型」の観点に立ち、ライフサイクルコストの縮減や、公共施設等の維持管理に係る予算の平準化を図り、「新しく造る」から「賢く使う」へと管理方法の転換を行い、「賢く使う」、「みんなで支える」、「将来を見越す」の三つの視点から、社会インフラの維持管理に取り組み、長寿命化を推進する。

⑥ 統合や廃止の推進方針

人口減少や少子高齢化等の人口動態の変化に対応した公共施設等の規模や配置の最適化を実現させるため、異なる機能を持つ施設の複合化や類似施設の統合化など、必要な住民サービスの確保にも配慮しながら検討する。また、老朽化等による廃止や今後も利用見込みのない施設については、周辺の環境や治安に対して悪影響を及ぼす懸念があるため、優先順位を定めて計画的に除却を進める。

⑦ 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

公共施設の管理を推進するにおいて、管理職にとどまらず、職員一人ひとりが、従来の所管課ごとの管理から庁内横断的な管理の意識と経営的視点を持ち、公共施設等全体の最適化を目指す戦略的な取組が必要となることから、総合管理に必要な研修を受講するなど意識の醸成を図り、全庁的に横断的な体制を構築する。

## 2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

### (1) 現況と問題点

#### ア 移住・定住の促進

近年、大都市圏の若者を中心とした田園回帰や地方移住の志向が高まりを見せる中、全国各地で無数の移住施策が展開され、自治体間での移住者獲得に向けた競争が激化している状況下において、単に移住を促すだけでなく、暮らしぶりが感じられる情報発信を行っていくことが必要である。また、生活環境面（交通、医療、福祉、教育環境等）や仕事面（求人、所得等）で生じる気がかりの解消に努めるほか、本村では移住者等を受入れる施設などは存在しないため、テレワークやワーケーションなどといった多様なニーズに応じた住宅整備が必要である。

#### イ 地域間交流

本村では、「本州のてっぺん、壁画にチャレンジ」と銘打ち、佐井漁港内の防波堤に絵を描いてもらい、村の景観、イメージの向上を図るとともに、参加者と村民の交流を推進しようと平成元年度から実施している。しかし、製作者との交流が途絶えた壁画は劣化しつつあるため、近年の関係人口の創出によるむらづくりを取り入れながら、事業内容の見直しが必要である。

また、過疎化や少子・高齢化、連帯意識の希薄化により、地域コミュニティの運営が厳しい団体も存在する。村内各種団体のむらづくり活動を支援するとともに、コミュニティ間での交流を推進する必要がある。

#### ウ 人材の育成

本村の人口は、高度経済成長期における若年層の流出によって著しく減少し、以後、自然増減・社会増減ともに減少している。特に生産年齢人口や年少人口の減少は、地域活力の低下に直接的な影響を及ぼすことから、積極的な定住施策の推進や、地域を担う人材の確保など、早急な対策が必要である。

佐井村第5次長期総合計画に策定に関する住民へのアンケート調査では、20～24歳、30～34歳、40～44歳と中学生アンケートの結果では、転出志向が高くなっている。これらの結果を踏まえて推移される生産年齢人口の減少や高齢化により、集落機能の低下が著しく、各集落の存続が懸念される地区も存在するため、地域リーダーや人材の育成、また、むらづくりに関わる多様な人材の確保が求められている。

## (2) その対策

### ア 移住・定住の促進

帰郷・新規転入などの転入定住を促進するため、地域の魅力や暮らしの情報を掲載した転入定住希望者向けの冊子（移住定住ノート）の作成や、SNS等での情報発信を行う。また、若者の定住支援として、村内での就業に関する支援や、住宅確保のための取得・改修支援、結婚支援など定住継続が期待される支援に取り組む。

### イ 地域間交流

地域外の子ども、学生、地域づくりを担う世代などを幅広く受け入れ、持続的な関係性の構築を図ることで、よそ者の視点から得られる地域の魅力発掘や地域課題の解決に取り組み、将来的な移住・定住につなげる。

自治・協働の推進として、「佐井村むらづくり基本条例」の理念に基づき、住民自らが地域の課題解決に向け、創意工夫し企画・実践する取り組みについて、経費の一部を助成するなど、住民自治活動を支援し協働のむらづくりを進める。

また、参画と協働のむらづくりには、行政と村民が情報を共有し、同じ意識のもと行動する必要があることから、多様な広聴機会を設け、村民の声を聴くとともに、広報紙、ホームページ、住民告知端末（サイボード）などを介した即時性の高い情報発信に努める。

### ウ 人材の育成

転入定住を促進するため、情報発信と相談対応の充実、定住者の受け入れ支援、住宅確保支援に努める。

若者の定住支援として、就業による自立支援、就職支援、住宅の確保支援、結婚支援に努める。

住民の自治活動を促進するため、地域リーダーの育成・研修機会の確保提供に努めていく。

(3) 事業計画 (令和3年度~7年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
1. 移住・定住・ 地域間交流の 促進、人材育 成	(1)移住・定住	リモートワーカー等拠点整備 事業 (補助金)	村	
	(2)地域間交流	防波堤壁画事業 〔 佐井漁港防波堤 〕	村	
	(4)過疎地域持続的 発展特別事業 移住・定住	未婚晩婚化対策事業 (事業内容) 村内の独身男性の出会いの場を創出 するための村独自の婚活支援事業。 (必要性) 人口減少の抑制を図る上で、過疎化や 地域活動の衰退により独身男女の会う 機会が減少しているため、出会いの場の創 出が必要である。 (事業効果) 成婚に至ることで、本村への定住・出生 率の向上に繋がる。	村	
	地域間交流	関係人口創出事業 (事業内容) 地域外の子ども、学生、地域づくりを担 う世代など幅広く受け入れをし、住民との 交流を行う。 (必 要 性) むらづくりにおいて、地域リーダーの育 成や外部の担い手の確保が必要である。 (事業効果) よそ者の視点から得られる地域の魅力 発掘や地域課題の解決に繋がる。	村	

### 3 産業の振興

#### (1) 現況と問題点

##### ア 農業

###### ① 農家

本村の農業は、ほとんどが自給的農家である。総農家数は減少を続け、令和2年(2020年)では77戸と、平成22(2010)年からの10年間で66戸(47%)減少している。販売農家は全体の12戸と少なく、100万円以上を販売した農家は2戸となっている。

###### ② 主要農産物

販売目的の主な作物のうち水稲は、減反政策や農業経営者の高齢化等から耕作放棄が進み、年々減少している。

また、ニホンザルによる食害が深刻化する中、サルが食べない作物として、平成25(2013)年頃から「アピオス」という新しい作物の栽培が行われているが、農作業における担い手の確保や、稼げる農業を見据えた取り組みが必要である。

###### ③ 畜産

令和2(2020)年の家畜飼養状況は、肉用牛のみで飼養戸数は3戸、頭数は19頭である。昭和60(1985)年頃までであった鶏の飼養は現在行われていない。

##### イ 林業

森林資源について、平成27(2015)年における当村の林野面積は11,835haで総面積の87.6%を占めており、このうち、92.8%にあたる10,977haが国有林で、民有林は7.2%にあたる858haと少ない。

本村の林業は、木材・林産物の生産を中心に、薪の利用やしいたけ栽培など、集落生活に密着した循環型の資源利用が行われてきた。

一方で、昭和30年代から40年代を中心に植栽されたスギの人工林は主伐時期を迎えています。昭和50年代半ばからの長期的な木材価格の低迷により、木材生産の低下が続いている。

##### ウ 漁業

###### ① 漁業経営体

本村の漁業は、古くから基幹産業として受け継がれてきており、刺し網や小型定置網漁、採介藻漁業など、多種多様な内容で沿岸漁業として営まれている。

平成30(2018)年における漁業経営体数は180経営体で、階層別にみると漁船使用経営体が135、小型定置経営体が43である。漁船使用経営体の中では、動力船1t未満の階層が84と圧倒的に多く、全経営体の半数近くを占めている。

平成5(1993)年の漁業経営体数との比較では、176経営体(49.4%)が減少している。また、経営状態を漁業金額別にみると、年間300万円未満が144経営体と全体の80.0%を占め、零細漁家が大半を占めている。一方では、1,000万円以上の高額階層も12経営体みられる。

###### ② 漁業就業者数

2018年漁業センサスの結果をみると、漁業就業者は202人で、男性が197人、

女性が 5 人である。男性就業者数のうち 50 歳以上の割合が 85.8%を占め、5 歳から 24 歳の若年層は僅か 4 人（2.0%）と村の重要な基幹産業でありながらも、漁業従事者の高齢化や後継者不足は、切迫した問題である。

### ③ 漁港

本村には、第 4 種漁港の佐井漁港のほか、原田、矢越、磯谷、長後、福浦、牛滝の 6 漁港があり、いずれも第 1 種漁港である。これらのうち、佐井、磯谷、牛滝の 3 漁港は県管理漁港で、残りの原田、矢越、長後、福浦の 4 漁港は、村管理漁港である。

### ④ 生産量

平成 30（2018）年の海面漁業漁獲量は 1,312 t で、その内訳をみると、魚類が 1,038 t で全体の 79.1%と最も多く占めており、次いでイカ、タコ、ウニ等の水産動物 170t（13.0%）、海藻類 103 t（7.9%）、貝類 0.3t（0.1%未満）となっている。

平成 3（1991）年からの漁獲量の推移をみると、平成 7（1995）年 2,930 t でピークに達し、それ以降は減少傾向が続き、特に平成 19（2007）年には 1,000t を割り込み、平成 26（2014）年までは 700 t 前後で推移してきたが、近年は 1,200 t 台で推移している。

魚種別漁獲数量をみると、タラが 643 t と最も多く全体の 49.1%を占めている。次いでブリが 74 t、ウニとサケが 60 t、ヤリイカ 53 t、タコ 52 t が上位となっている。魚類では平成 7 年をピークに主力であったコウナゴが平成 25 年から皆無状態であるため、当村の漁業は、全体的にみると漁獲量の上位を占めるタラ、ウニ、イカの水揚げに左右されるといえる。

### ⑤ 生産金額

平成 25（2013）年における海面漁業漁獲金額は 5 億 7,378 万円で、この内訳をみると、魚類が 3 億 6,439 万円で全体の 63.5%と最も多く、次いで水産動物類 1 億 7,159 万円（29.9%）、海藻類 3,638 万円（6.3%）、貝類 141 万円（0.3%）の順になっている。

平成 3（1991）年から平成 30（2018）年における漁獲金額は、平成 8（1996）年までは 10 億円前後を維持してきたが、平成 9（1997）年から減少し、平成 22（2010）年には 3 億円台にまで落ち込み、近年は 5 億円台で推移している。当村の漁獲金額は魚類とイカ、タコ類の水産動物類水揚げの好不漁によるところが大きい。

### ⑥ 加工

当村の水産物処理加工場は、昭和 53（1978）年に山村振興対策事業により佐井村漁業協同組合が事業主体で建設、加工による漁獲物の付加価値の向上により、漁家所得の向上に資する目的で加工事業がスタートした。

当所はイワシやカワハギなどを対象とした珍味加工を実施してきたがサケの加工など事業規模の拡大を図るため、平成 5（1993）年度に新山村振興対策事業により、鉄筋 4 階建の衛生管理、見学コーナーを設けた加工施設となっている。

現在は、サケ、タコ、ホタテ、ワカメ、コンブなどを利用した加工製品が製造

されており、これら漁協の水産加工製品は村の特産品として観光土産やイベントなどの物産販売、村おこし事業で開設された「あおい環オンラインショップ」等で消費者に提供されている。

現在提供されている土産品等をみると、本村ならではの商品が乏しいため、地域資源を最大限に活用した商品開発を促進させる支援体制が必要である。

#### ⑦ 漁業振興に向けた取り組み

近年、漁獲量の減少や魚価の低迷、漁業の後継者不足など、漁業経営の環境は厳しさを増している。

本村では、平成 28（2016）年度に漁業の協業化事業を促進し、本事業で合同会社が 3 社設立し、新たな定置網を導入した操業が行われている。また、地域外から新規就業者を受け入れる「漁師縁組事業」では、平成 28 年度から採用した 5 名中 3 名の支援員が現在も地元漁師のもとで研修中である。これらは担い手の確保や漁業における組織強化を図るためにも、引き続き取り組む必要がある。

### エ 工業

#### ① 事業所数及び製造品出荷数

令和元（2019）年の工業を従事者 4 人以上の規模で見ると、事業所数 1 ヲ所、従業者数 29 人、製造品出荷額 2 億 1,154 万円で、県平均の従業者数 41.8 人、製造品出荷額 12 億 7,313 万円と比較するとはるかに規模は小さい。

また、平成 20（2008）年と比較すると、事業所数で 2 ヲ所、従業者数で 49 人がそれぞれ減少となっており、この間の成長は見られない。

この状況から当村の工業は、水産加工等食料品の業種を主体とする地場資源型の構造である。

### オ 商業

本村の商業は、車社会の普及に伴い近隣スーパーへの消費者流出、人口減少による消費低迷など影響し、商店数、商業従事者数、年間販売額とも減少を続けている。

特に商店数は、平成 3（1991）年から平成 28（2016）年までの 25 年間で 37 事業所（56.1%）が減少し、年間商品販売額も 853 百万円（63.2%）の減少となっている。

### カ 観光

#### ① 観光資源

本村の観光は、国の名勝天然記念物に指定されている「仏ヶ浦」をはじめ、豊かな自然資源と漁村景観を背景とした観光資源に恵まれ、トレッキングやキャンプ、釣りなどのアウトドアメニューが楽しめる。

文化財では、県重宝の円空作木彫「十一面観音像」や村指定文化財等がある。

また、県無形民族文化財に指定されている「福浦の歌舞伎」は、平成 11（1999）年度に完成した歌舞伎の館を活用して年 1 回の特別公演を開催し、漁村歌舞伎として県内外の注目を集めているものの、歌舞伎演者の高齢化や地元住民の出稼ぎなどにより、定期的な公演ができなくなっている。

観光拠点とされる津軽海峡文化館「アルサス」は、仏ヶ浦観光船や青森一佐



井間をつなぐ高速船「ポーラスター」の発着地としての役割を果たすとともに、土産販売や飲食、休憩所、イベント会場として機能している。

アルサス内の商業店舗や周辺の商店はいずれも衰退が顕著であることから、既存店舗の自営維持や商品開発などを支援し、観光振興に資する取り組みの気運を醸成が必要である。

## ② 観光コンテンツの特徴

当村観光は秘境「仏ヶ浦」への一点集中型や通過型に限定されており、滞在宿泊型の観光パターンを展開できないでいる。地域資源の活用が最大限になされていないことや下北半島という地域の特殊性から交通の利便、道路整備等の立ち遅れが大きく関わっている。

また、体験型の観光は、「世界最北のサルさがし探検」や「北国の歌舞伎化粧体験・歌舞伎役者との交流」など、村内の一般社団法人が主体となり、地域団体を巻き込んだ体験プログラムの構築に取り組んでいる。

## (2) その対策

### ア 農業

- ① 本村の農業は、従事者の高齢化により耕作放棄地が拡大していることから、農用地の有効活用・集積に併せ、認定農業者や集落法人、参入企業など、多様な担い手の確保に努めるとともに、新規就農者の育成に取り組む。
- ② 稼げる農業への転換を図るため、村内産直市の機能充実、市場の確保・拡大により、持続的かつ安定した収入が得られる農業の展開に向けた施策を進めるとともに、農産物等を原材料とする特産品開発や農業コミュニティビジネスの創出に取り組む。
- ③ 農用地の保全のため、防除・捕獲（駆除）の両面から、有害鳥獣による農地・農作物の被害防止に努める。
- ④ 畜産の振興として、優良繁殖雌牛から生産された優良牛の保留に努め、系統を重視した子牛の生産と公共牧場の有効的活用を図り、繁殖と肥育の一貫生産体制の整備確立を目指す。また、家畜の排せつ物処理と衛生管理の適正化を図る。

### イ 林業

- ① 保育・間伐・再造林の循環型整備と病虫害防除による適正管理を促進し、公益的機能が発揮される森林づくりに努める。
- ② 路網整備や境界の明確化による施業の集約化、森林経営計画に基づく搬出間伐の支援など、次代に繋がる生産基盤づくりを推進する。
- ③ 木質燃料としての利用などを促進し、豊富な森林資源の消費拡大を図る。

### ウ 漁業

- ① 水産振興計画に基づき、継続的かつ安定的な収入が得られる漁業の再生・復活に向けた施策を推進する。
- ② 漁場の有効活用、経営の協業化、漁師縁組事業など、関係団体と連携しながら漁業の担い手確保や組織強化、新規就漁者の育成に取り組む。
- ③ 地域産物の高付加価値化・ブランド化を推進し、漁家所得の向上に努める。

- ④ 村内の産直市の機能の充実、J F 青森漁連をはじめとする関係団体と連携した市場の確保・拡大、流通機能の強化に努めるほか、都市でのマーケティングや販売拠点の確保、ネット販売等への展開により佐井産水産物の販売を促進する。
- ⑤ 水産業の持続性を確保するため、漁港施設や荷さばき施設などの整備のほか、養殖施設の整備支援、漁業の協業化に係る支援など、生産・経営基盤の整備を進める。

## エ 工業

豊富な地域資源、村内の遊休建物、遊休用地の情報を効果的に発信し、企業誘致を推進する。

また、地場産業の振興として、助成制度や技術取得に係る情報提供、若者の就職支援などに取り組む。

## オ 商業

地域商店街の衰退は顕著であることから、街並みや店舗の魅力向上、商品開発の助長、地域の自主的な活動への支援などにより、拠点区域の観光資源化を促進し、地域のにぎわい創出に取り組む。

商工団体、金融機関などの関係団体と連携し、創業希望者への情報提供や的確な支援に努めるとともに、中小企業への支援を拡充していく。

## カ 観光

- ① 仏ヶ浦や願掛岩公園など、恵まれた自然と歴史を活かし、海遊び・山遊びフィールドやアウトドアメニューの充実化を図る。
- ② 村民参加型による海岸清掃などの環境保全活動を進め、「かわいい漁村・佐井村」のイメージ定着と村内全域を対象とした周遊観光を促進する。
- ③ 漁業や漁村歌舞伎などの伝統文化を地域資源として活かした滞在・体験プログラムの商品化、民泊登録家庭の確保に努め、体験型旅行の誘致に取り組む。
- ④ 自然・漁村での体験や地域文化に興味を持つ外国人を対象とした観光メニューを開発し、外国人旅行者の誘致をする。
- ⑤ 地元食材を活かした特産品開発及び販売促進を支援し、観光消費額の向上や観光拠点施設周辺のにぎわい創出に努める。
- ⑥ 観光協会や観光振興に資する一般社団法人等との連携し、佐井ブランドのイメージ形成や本村の認知度向上など、観光プロモーションの強化を図る。

目標指標	基準値 (令和元年)	目標値 (令和7年)	備考
新規就漁者数	1人 (H30)	3人以上	
新規創業者数	—	1人以上	
観光入込客数	123,258人 (H29)	129,000人以上	基準値の5%増加

(3) 事業計画 (令和3年度~7年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
2. 産業の振興	(1) 基盤整備 農業	農地中間管理機構関連農地整備事業 (負担金)	県	
		農業水路等長寿命化・防災減災事業 (負担金)	県	
	林業	森林環境保全整備事業 〔 下刈 15.15ha 〕	村	
		公有林保育事業 〔 公有林災害保険 96.09ha 〕	村	
	(2) 漁港施設	佐井地区水産物供給基盤機能保全事業 〔 原田漁港施設機能保全工事一式 〕	村	
		下北地区水産物供給基盤機能保全事業 〔 牛滝漁港施設機能保全工事一式 〕	県	
		漁港漁村環境整備事業 〔 牛滝漁港 -3.0m岸壁 〕	県	
		漁港施設機能強化事業 (磯谷漁港) 〔 船揚場機能強化工事一式 〕	県	
		牛滝漁港網洗い場整備事業 〔 排水施設整備 一式 〕	村	
	(9) 観光又はレク リエーション	福浦の歌舞伎特別上演事業 (補助金)	村	
		ケビンハウス設備改修事業 〔 宿泊棟 5 棟 設備改修 一式 〕 〔 Wi-Fi 整備 一式 〕	村	

	(11)その他	天然記念物食害対策事業 〔 電気柵張替・新設 一式 〕  港湾施設建設事業（負担金）	村  県	
--	---------	---	------------	--

#### (4) 産業振興促進事項

##### ア 産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域及び同区域において振興すべき業種については、以下のとおりとする。

産業振興促進区域	業種	計画期間	備考
佐井村全域	製造業、旅館業、農林水産物等販売業、情報サービス業等	令和3年4月01日～ 令和8年3月31日～	

##### イ 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記（2）その対策及び（3）事業計画のとおりとする。

#### (5) 公共施設等総合管理計画等との整合

佐井村公共施設等総合管理計画と本計画は、以下の記述により整合性がとれている。

##### 【観光施設（スポーツ・レクリエーション系施設）について】

- ・「津軽海峡文化館アルサス」は、観光面における主要な施設であるとともに、地震や災害における防災拠点（避難所）でもあることから、定期的に点検を実施し、損傷箇所等の早期発見に努め、計画的な修繕・改修を行います。
- ・「ケビンハウス」や「佐井村フォーレストパーク」なども、村にとっては重要な観光資源であることから、利用客の動向を総合的に判断しながら、維持管理および最適化を推進します。

##### 【農林水産業施設について】

- ・「村の長期総合計画」の基本計画に掲げる農林水産業の振興施策と相乗し、農業、林業、水産業の種別ごとの特性や、施設の重要性を考慮した計画的な維持管理を行います。
- ・各施設の状態を定期的に把握・評価し、中長期的な視点をもって、計画的で効果的な対策を講じます。また、日常の維持管理に関するノウハウを蓄積するとともに、新たな維持管理に係る技術の導入についても推進します。

## 4 地域における情報化

### (1) 現状と問題点

本村は、村内全域を対象とした超高速情報通信網（光ケーブル）が整備されており、全世帯に配備した情報告知端末（サイボード）では、行政からの情報発信や高齢者の安否確認が行われてきた。令和2年度には、サイボードを更新する形で全世帯にタブレット端末（A I（愛）サイ（佐井）ボード）が配備された。今後は、これらの機能を拡充させ、より迅速な住民への情報発信や、効率的な行政サービスの提供に努める必要がある。

また、近年、下北地域でも大規模な自然災害の発生や、新たな感染症に係る対策を強いられるなど、住民生活の安全確保のための迅速な対応が求められているため、防災行政無線及びタブレット端末を活用した防災体制の構築を進めなければならない。

### (2) その対策

村内全域を対象として整備されている超高速情報通信網（光ケーブル）の維持・管理に努める。各家庭に配備されたタブレット端末（A I（愛）サイ（佐井）ボード）については今後、遠隔診療や小中学校のオンライン授業など、地域のニーズに沿った機能の充実を図りながら、住民への情報発信、効率的な行政サービスの提供に努める。

また、防災体制の充実を図るためにも、タブレット端末を活用した災害時における迅速な情報発信や、安否・避難状況の確認などを行うことで、地域全体の防災力を高めていく。

目標指標	基準値 (令和元年)	目標値 (令和7年)	備考
タブレット端末 アプリケーション開発数	0種	3種	

### (3) 事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
3. 地域における 情報化	(3)その他	地域情報通信事業 〔アプリケーション等開発 一式〕	村	

## 5 交通施設の整備、交通手段の確保

### (1) 現況と問題点

#### ア 国道

国道 338 号は、むつ市、同市川内町、同市脇野沢を經由して、佐井村に至る路線である。道路幅員や急カーブの未改良箇所が多く、冬期間は一部の区間が閉鎖となる。本路線は、第 2 次緊急輸送道路に位置づけられていることから、今後の改良が十分必要と思われる。

国道 279 号は、大間町、むつ市を経て野辺地町へ至る、主要幹線道路であり、生活道路や防災、物流等のあらゆる分野で重要な路線である。そのため現在も下北地域広域避難路基本調査に位置付けられた国道 279 号のバイパス化の実現に向け要望をしている。

#### イ 県道

県道は、主要地方道川内佐井線、一般県道長後川内線及び一般県道薬研佐井線の 3 路線が存在している。平成 29 年時点でのそれぞれの総延長は 42.14km、12.4km、22.72km となっている。また、改良率は、93.2%、100.0%、0.3% で、舗装率は、100.0%、100.0%、26.1% となっている。

一般県道長後川内線を除いた 2 路線については、冬期間は積雪や路面凍結により閉鎖となるが、このうち県道川内佐井線は、令和 4 年度の通年通行を目指した整備が進められている。

#### ウ 村道

村道は、令和 2 (2020) 年度時点で、1 級村道が 10 路線、2 級村道が 2 路線、その他の路線が 66 路線で合計 78 路線総延長 37,639.5m となっており、改良率 68.9%、舗装率 78.37% となっている。

#### エ 農道・林道

農道は、令和 2 (2020) 年度時点で、幹線農道が延長 15,737m (野平地区 2,902m、原田地区 12,768m、川目地区 67m) である。

林道は、24 路線、総延長 68,489m。そのうち村道認定されている併用林道が 3 路線、総延長 3,467m があり、各々主要幹線道路に連結して、林産物の搬出、部分林等の経営管理及び住民の日常生活路線として幅広く利用されている。

#### オ 航路・生活交通

##### ① 航路

航路は昭和 46 (1971) 年 10 月に大湊航路及び大間航路を統合して佐井―青森航路を開設し、国の離島航路の指定を受け、定期便が 1 日 1 往復運航していた。昭和 62 (1987) 年 6 月に高速船「ほくと」が就航し 1 日 2 往復となり、平成 20 (2008) 年 11 月には、新造船「ポーラスター」が就航し、県都青森市を結ぶ生活航路に位置付けられている。

しかし、本航路の利用者は減少傾向であり、事業主体のシィライン株式会社が航路の在り方について検討していく過程で、村としても今後の動向を注視する必要がある。

## ② 路線バス

本村と下北地域広域圏の中心都市むつ市までを結ぶ陸路唯一の公共交通機関であり、生活路線として利用されている。むつ・佐井線は、1日7便運行されているが、近年のマイカー所有率の上昇に伴い、利用客は減少しつつある。

また、佐井地区から矢越以南の集落では、路線バスの運行はしていない。

## (2) その他の対策

### ア 国道

本村をはじめとした下北圏域の産業振興のため、本地域と域外を結ぶ高速性・定時制をもった下北半島縦貫道路の整備促進と佐井村までの延伸を積極的に国・県へ働きかける。また、国道279号については、下北地域広域避難路基本調査に位置付けられた国道であるが、現時点での整備状況では自然災害による道路寸断などの懸念は払拭されないことから、防災対策の観点からも本国道のバイパス化の早期実現に向けた要望活動などを積極的に展開していく。

### イ 県道

本村をとりまくインフラ整備は非常に脆弱である。産業・観光振興のほか、防災上重要な役割を持つ道路であるため、住民の生活道路を充実させるためにも、県道川内佐井線及び県道薬研佐井線の早期完成を強く要望していく。

### ウ 村道

村道の整備については、未改良区間の優先度を定め整備を推進するほか、袋小路の解消など緊急性と生活路線としての必要性を考慮した整備を進める。また、除雪・草刈りをはじめとした道路の適正な維持・管理に努める。

### エ 農道・林道

農道については、下北北部地区中山間総合整備事業を活用した適正な維持・管理に努める。

林道については、林道黒岩線の法面崩落箇所を確認しており、今後、県への事業要望と採択要件などの協議を進め、安全性確保に向けた整備を図っていく

### オ 航路・生活交通

本村の生活航路は、バス路線、離島航路など多様な形態によって維持・確保されているが、利用者の減少などによりサービスの低下、行政負担の増加を招いているため、地域の交通手段の実態に応じた効率的かつ持続可能な運行体制への見直しを進める。

また、本村地区以外（矢越地区以南）にはバス路線が整備されていないため、現在運行している患者送迎バスや交通空白地・福祉有償運送など、交通弱者へ向けた支援の継続に努める。

### (3) 事業計画 (令和3年度～7年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
4. 交通施設の 整備、交通 手段の確保	(1)市町村道 道路	村道台場町線新設改良事業 〔設計・工事 一式〕	村	
		村道緑町線、裏町線、裏町支線新設改良 事業 〔設計・工事 一式〕	村	
		村道原田小学校線新設改良事業 〔設計・工事 一式〕	村	
		村道維持補修事業 〔舗装補修工事 一式 道路構造物補修 一式〕	村	
	橋りょう	橋梁長寿命化事業 〔橋梁補修工事 一式 測量・調査・設計 一式〕	村	
	(3)林道	林道改良事業 〔設計・工事 一式〕	村	
	(10)その他	福祉・過疎地有償運送事業(委託料)	村	
		生活路線維持運営事業(補助金)	村	
離島航路維持運営事業(補助金)		村		

### (4) 公共施設等総合管理計画等との整合

佐井村公共施設等総合管理計画と本計画は、以下の記述により整合性がとれている。

道路については、「村道ストックメンテナンスサイクル」を策定して、「事後的な修繕」から「予防的な修繕」へと円滑な転換を図り、計画的な改修等を進め、維持更新コストの縮減と利用者の安全確保に努めます。広域ネットワークの利便性の向上や、快適な生活環境の提供および災害時の避難経路を確保するため、国・県道や生活道路の整備を計画的に推進します。」との記載がある。



## 6 生活環境の整備

### (1) 現況と問題点

#### ア 住宅

住宅事情は、住宅に住む一般世帯数 904 世帯（平成 27 年国勢調査）のうち、持ち家 800 世帯、借家 49 世帯、給与住宅 22 世帯、間借り 21 世帯となっており、持ち家は全体の 89.7%、平成 22（2010）年と比較すると 31 世帯減少している。

また、借家、間借り世帯の解消を図るため、村営の住宅が平成 10（1998）年度に 5 棟、平成 11（1999）年度に 5 棟の計 10 棟が整備され、入居率 100%で利用されている。

#### イ 簡易水道

当村の飲用施設としては、簡易水道が 1 ヶ所設置されており、平成 30（2018）年度時点で計画給水人口 2,162 人、現在給水人口 1,956 人で、水道普及率は 99.5%となっている。

これらの簡易水道は、昭和 33（1958）年に認可を受け、矢越、磯谷地区を始めとし、昭和 36（1961）年に福浦地区、昭和 37（1962）年、昭和 38（1963）年に佐井地区、川目地区、昭和 39（1964）年に原田地区を拡張し、昭和 41（1966）年に牛滝地区、昭和 42（1967）年に長後地区と、村内集落のほとんどに敷設した。また、昭和 62（1987）年に矢越、磯谷地区の水不足を解消するため、佐井地区へ統合、同様に平成 10（1998）年に川目地区も統合、平成 21（2009）年度には施設の一元管理による経営の合理化を図るため、全地区を一つの簡易水道とし、安定給水に努めている。今後は、既存水道施設の適切な維持管理に努め、安全かつ安定的な飲料水の供給施策を推進する必要がある。

#### ウ 下水道

平成 23（2011）年度より下水道区域外における合併浄化槽を設置する世帯に対し、経費の一部を助成しており、累計 12 件・240 万円の補助を実施している。

本村を流れる河川やそれらが流入する海などの公共用水質は、生活雑排水等の流入により悪化の傾向にあり、漁業が基幹産業である本村にとっては、川や海の水質の悪化は大きな課題である。

#### エ ごみ・し尿処理

ごみ処理は、下北管内 5 市町村で構成される広域行政事務組合（施設名称）アックス・グリーン）で処理されており、現在新しい焼却炉の建設を行う計画が検討されている。施設の処理能力は、施設の処理能力は、140t/日（70t 炉/×2 炉）となっており、令和 2（2020）年度の施設全体のごみ搬入量は 26,557t となっており、このうち当村の搬入量は 695t である。

し尿処理は、現在、むつ市及び下北郡・上北郡内の 1 市 3 町 4 村の一部事務組合により、220k1/日の処理能力施設で共同処理している。

当村の令和 2 年度年間総排出量は、1,346k1 である。

## オ 墓地・葬祭場

墓地については、当村には長福寺、法性寺、常心寺、発信寺、伝相寺の5寺院があり、それぞれ墓地を所有管理している。なお、各集落の墓地については、それぞれの集落において共同利用をしている。

当村の火葬場は、平成7(1995)年完成、供用開始され、石油バーナー式炉1基で処理を行っている。

## カ 景観形成、公園・緑地整備

良好な景観の形成を図るため、本村は、令和3(2021)年6月に景観条例の施行、同日付で景観行政団体に移行している。今後、村独自の景観に関するまちづくりを推進するため、景観計画の策定に向けた取り組みを行っている。

公園・緑地の整備については、緑豊かな環境に恵まれ、身近に自然に触れる機会も多いことから、公園・緑地に対する整備は遅れがちであった。しかし、近年の多様な開発行為により、環境の変化が著しく、その整備と保全の必要性は徐々に高まっている。

## キ 防災・消防

### ① 防災

令和3(2021)年3月現在、法律指定急傾斜地崩壊危険区域が10ヶ所、防災計画掲載急傾斜地崩壊危険箇所が36ヶ所、法律指定地すべり箇所が5ヶ所、土石流危険溪流箇所が18ヶ所、なだれ危険箇所が25ヶ所となっている。

防災対策に係る整備は、令和2(2020)年度、防災行政無線(同報系)をデジタル化へ移行するとともに、発令判断支援システム等を導入し、防災力の向上に努めた。また、移動系防災行政無線を撤去し、代替として、IP携帯無線を役場、各地区センター及び消防関係施設に配置した。

村の防災計画は、令和3年5月の災害対策基本法の改正を受けた計画内容の改定が行われた。今後も風水害等の災害に迅速かつ的確に対処するため、常に社会情勢の変化等を反映させ、防災力の向上を図る必要がある。

### ② 消防救急

消防体制については、下北地域広域行政事務組合(むつ市、大間町、東通村、風間浦村、佐井村)により組織され、消防本部、消防署及び分署を設置して、下北郡全般にわたる広域消防体制の拡充を図っている。

これにより、当村にも分署が設置され、消防力は、分署で署員18名、救助資機材搭載型車両1台、救急自動車1台となっている。

また、非常備消防については、消防団員178名、1本団9分団で組織されて、水槽付消防ポンプ自動車1台、普通消防ポンプ自動車1台、小型動力ポンプ付積載車8台、広報車1台が配置されている。

水利施設は、消火栓102基、防火水槽63基が整備されている。救急業務については、昭和52(1977)年10月から開始し、令和2(2020)年度の出動件数は93件で、搬送人員は85人(急病73人、一般負傷8人、交通事故4人)となっている。

## (2) その対策

### ア 住宅

住宅施策の推進として、空家等対策計画に基づく施策の推進、定住希望者への住宅供給、テレワーク・ワーケーションなどの新たなニーズに応じた住宅整備や、バリアフリー化をはじめとした安心を感じる住まいづくりに努める。

また、「佐井村木のいえづくりガイドプラン」の趣旨を広く村民に理解してもらい、景観等に配慮した住宅事業を推進する。

### イ 簡易水道

令和2年10月、牛滝地区において水道水に濁りが生じたことにより約2週間の給水制限が課され、住民生活に支障を期した。水道事業の維持・管理として、安全かつ安定的な水の供給を図るため、有事の際の原因究明や調査を進めるとともに、水道事業の運営強化、浄水場の設備改良による水質管理の強化に取り組む。

### ウ 下水道

下水道事業の維持・管理としては、公共下水道施設及び漁業集落排水処理施設の長寿命化に取り組むとともに、引き続き合併処理浄化槽の整備を支援していく。

### エ ごみ・し尿処理

ごみ処理について、下北地域広域行政事務組合を主体として共同運営するアックス・グリーンは、稼働開始から18年以上経過することから、現在計画されている新たなごみ処理施設を整備する。また、住民・事業者・行政が一体となり、3R（リデュース・リユース・リサイクル）の取り組みを推進するとともに、分別の指導・啓発を徹底し、ごみ排出量の抑制とリサイクル率の向上に努める。

### オ 景観形成、公園・緑地整備

良好な景観形成に必要な取り組みを確実に実施するために、景観法に基づく村独自の景観計画を策定し、景観づくりの意識醸成、景観の形成・維持に取り組む。

### カ 防災・消防

古佐井地区の指定避難所である「児童交流センターぼぼらす」は、老朽化が著しいため、総合的施設（避難所、集会所、研修施設）としての改修を行う。

近年、全国的に発生している大規模な自然災害では、発生時の迅速な対応が求められていることから、防災体制の充実として、村の防災計画に基づく危機管理体制の強化、自主防災組織への支援、消防施設の維持・管理、消防団員の確保・育成をし、村民の生活の安全確保に努める。

また、消防施設については、防火水槽や消火栓の更新による安定した消防水利の確保や資機材、消防車両等の更新を計画的に行い、一層の充実を図る。

(3) 事業計画 (令和3年度~7年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
5. 生活環境の 整備	(1) 水道施設 簡易水道	簡易水道施設改修事業 〔 設計・工事 一式 〕	村	
	その他	漁業集落環境整備事業 (水道事業分) 〔 設計 一式 改修工事 一式 〕	村	
	(2) 下水道処理施設 公共下水道	下水道ストックマネジメント事業 〔 調査・計画書作成 一式 設計・工事 一式 〕	村	
	その他	漁業集落環境整備事業 (下水道事業分) 〔 設計 一式 〕	村	
	その他	合併浄化槽普及促進事業 (補助金)	村	
	(3) 廃棄物処理施設 ごみ処理施設	新ごみ処理施設整備事業 (負担金)	村	
	(5) 消防施設	小型動力ポンプ付積載車整備事業 〔 積載車購入 2台 〕	村	
	消防施設整備事業 〔 第5分団機械格納庫移転 解体・撤去 一式 設計・施工 一式 建設工事 一式 〕	村		
	(7) 過疎地域持続的 発展特別事業 防災・防犯	避難所施設備品整備事業 (事業内容) 非常食の入替、発電機の修繕交換等を行う。	村	

		(必 要 性) 有事の際の防災体制の強化を図る。	
		(事業効果) 自主防災組織の避難所開設・運営に必要な整備をすることで地域の防災力強化に繋がる。	
	(8)その他	急傾斜地対策事業（負担金）	県
		小規模治山事業 〔 設計 一式 改良工事 一式 〕	村
		農業水路等長寿命化・防災減災事業 （防災重点農業用ため池）	村
		児童交流センター建替事業 （集会研修施設兼避難所）	村
		矢越健康広場改修事業	村

#### （４）公共施設等総合管理計画等との整合

佐井村公共施設等総合管理計画と本計画は、以下の記述により整合性がとれている。  
行政系施設は、「人口の減少や過疎化の進行を見極め、施設の最適化を図ります。」との記載がある。

簡易水道、下水道施設は、「簡易水道アセット（又はストック）マネジメント計画」を策定して、老朽化対策や耐震対策等を計画的に進めます。また、利用者のニーズの多様化・高度化に適合する簡易水道の最適化を推進します。」との記載がある。

## 7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

### (1) 現況と問題点

#### ア 子育て環境

保育所は、当村に1ヶ所設置されており、利用定員は30名である。現在入所園児は28名である。公設公営時に比べ、0歳児保育や障害児保育等のサービスが図られているが、少子化による定員割れの状態にあり、指定管理者が経営的に厳しい状況であり、異年齢保育等によるサービスの見直しが必要な時期に来ている。

#### イ 高齢者福祉

当村における65歳以上の人口は、令和3(2021)年3月末で878人、総人口1,879人に占める割合も46.7%と、高齢化率は県内でも上位に位置しており、今後も75歳以上の後期高齢者、ひとり暮らしや高齢者のみ世帯の増加が見込まれる。これらへの対策として、村の社会福祉協議会では、各世帯に設置したタブレット端末による安否確認や、60歳以上の一般交通機関の利用が困難な人に対する外出支援サービス等、高齢者支援の充実においては大きな役割を担っている。

今後、高齢化が進む中で高齢者の自立支援対策は重要な課題であることから、住民自治組織、地域団体などの多様な団体との連携を図りながら住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、総合的な施策を講じる必要がある。

#### ウ 障がい者福祉

令和2(2020)年3月末現在、当村における身体障害者(児)は146人、知的障害者(児)33人、精神障害者19人で、その実態は、肢体不自由、視覚障害、聴覚障害、言語障害、知的障害等に分かれ、必要とする福祉サービスの内容も極めて多様である。当村における心身障害者(児)への福祉対策としては、県障害者相談センター等の関係機関との密接な連携のもとに、審査及び更生相談、手帳の交付、自立支援医療の給付、補装具の交付、福祉サービス事業所への入所等、必要な支援を行っている。

近年、障がい者施策に関する制度上の見直しが進み、障がいのある人をとりまく環境は大きく変化しつつある中、障がい者が社会の対等な構成員として人権を尊重され、自己選択と自己決定の下に社会活動に参画し、住み慣れた地域で自立して暮らすことのできる環境整備が求められている。

#### エ 健康づくりの推進

今後、団塊の世代が高齢者に移行する時期を迎えることから、元気な高齢者が健康を保ち、積極的に社会参加できる環境づくりが求められている。第2次佐井村健康増進計画の中間評価では、住民の健康づくりの現状として、がん検診受診率は減少、精密検査受診率は増加傾向にあることに加え、村で取り組んでいる健康マイレージ事業は参加する人が減少傾向であった。また、健康づくり事業全般で、参加者の固定化がみられるため、それぞれの世代で効果的な支援を展開し、住民の主体的な健康意識の醸成や生活習慣の改善が課題である。なお、近年、うつ病などの精神疾患を抱える患者が増加しており、本村の自殺率は県内他市町村と比較して高い状況であることから、こころの健康づくりの推進が必要である。

## (2) その対策

### ア 子育て環境

- ① 子ども・子育て支援事業計画（みらい子どもプラン）に基づき、子どもを産み育てる希望の実現、子どもが健やかに成長できる環境構築に向けた支援施策を推進する。
- ② 子育て家庭への支援として、乳幼児期における豊かな育ちへの支援、子育て支援サービスの充実、経済的負担の軽減、相談体制・情報提供の充実に努める。
- ③ 子育てと仕事の両立支援のため、保育施設サービスの充実、見守り事業の拡充、ワーク・ライフバランスの理解促進に努める。
- ④ 母子の健康保持、思春期における保健施策に努める。
- ⑤ 支援を要する子どもへの適切な対応をするため、児童虐待防止対策の充実、ひとり親家庭への支援、障害児への支援に努める。
- ⑥ 子育て家庭を支える地域社会の形成し、事故・犯罪被害防止に努めることで、安全・安心な地域づくりを進める。

### イ 高齢者福祉

- ① 老人福祉計画・介護保険事業計画に基づき、高齢者が住み慣れた地域で自立し生きがいを持って暮らしつづけることができるよう、関係施策を推進する。
- ② 地域包括ケアシステムの充実に努める。
- ③ 高齢者の社会参加を促進するため、壮年期の健康づくり、介護予防事業の推進や活躍の機会を創出する。
- ④ 自立と安心を支える地域づくりを進めるため、共助意識の醸成、認知症への対応、虐待防止と権利擁護、住環境への支援等の取り組みを推進する。
- ⑤ 介護サービスの提供に係る体制整備と基盤整備、人材確保に対する支援を検討する。

目標指標	基準値 (令和元年)	目標値 (令和7年)	備考
元気な高齢者の割合	80.9%	80.0以上	介護認定を受けていない高齢者人口 ／高齢者人口

### ウ 障がい者福祉

- ① 障がい者福祉計画に基づき、障がい者の社会参加と自立生活の支援施策を推進する。
- ② 障害者差別解消法の普及・啓発、福祉制度の情報提供、支え合い活動への支援し、住民の理解促進に取り組む。
- ③ 障がい者の社会参加を促進するため、外出・移動への支援、障がい者の就労や交流活動の機会創出に取り組む。
- ④ 生活支援の充実に努めるため、相談支援体制の強化、日常生活への支援に努める。

### エ 健康づくりの推進

- ① 健康増進計画「健康さい21」に基づき、健康意識の醸成、疾病予防を含む健康づくり、食の重要性を踏まえた豊かな人間性を育む施策を推進する。
- ② 家庭、地域、保育所、学校と連携し、幼児期から一貫した歯科保健活動に取り組むとともに、日本歯科医師会が推進する8020運動を推進する。

- ③ 運動・身体活動の習慣化を促進し、健康寿命の延伸等に取り組む。また、健康増進の情報提供に努め、住民の健康づくりを支援する。
- ④ 生活習慣病を予防するため、特定健診・がん検診の受診率向上、高血圧・糖尿病・女性がん予防の取り組みを強化する。
- ⑤ 多様な健康づくり活動への支援、メンタルヘルスへの適切な支援に取り組む。
- ⑥ 感染症対策の強化として、予防接種への理解促進など、予防を基本とした健康づくりの推進や感染症への迅速な対応ができる体制強化に努める。

目標指標	基準値 (令和元年)	目標値 (令和7年)	備考
3歳児歯科健診受診率	80.9%	80.0%以上	
特定健康診査受診率	42.7%	50.0%以上	
がん検診受診率	14.9%	30.0%以上	村の健康増進計画 「健康さい21」より



### (3) 事業計画 (令和3年度～7年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
6. 子育て環境 の確保、高 齢者等の保 健及び福祉 の向上及び 増進	(1) 児童福祉施設 保育所	保育所送迎バス整備事業 〔送迎バス購入 1台〕	村	
	(3) 高齢者福祉施設 高齢者生活福祉センター	佐井村高齢者生活福祉センター改修 事業	村	
	(8) 過疎地域持続的 発展特別事業 健康づくり	健康マイレージ事業 (事業内容) 食生活等の改善、健診の受診など、チ ャレンジメニューの実践によって得たポ イントに応じて特典を設けている。 (必 要 性) 住人の多くに健康づくりへ関心を持っ てもらうため。 (事業効果) 健康づくり事業の新規参加者の確保に つながる。	村	
	(9) その他	老人クラブ活動事業 (補助金)	老人 クラ ブ	

### (4) 公共施設等総合管理計画等との整合

佐井村公共施設等総合管理計画と本計画は、以下の記述により整合性がとれている。

保健・福祉施設については、「福祉分野ごと唯一の施設であることと、地震や災害等の避難所（避難施設）にも指定されており、防災上も重要な拠点であることから、当面は現在の配置を妥当として維持します。

なお、高齢福祉施設においては、これからの超高齢社会に備え、施設の新設も含め、配置の最適化を計画的に進めます。」との記載がある。

## 8 医療の確保

### (1) 現状と問題点

村内の医療機関は、へき地診療所 2 施設、歯科診療所 1 施設のほか、平成 31 (2019) 年 4 月に村外の整形外科医がクリニック (月 1 回の診療) を開業したことにより、数は増えているものの、平成 19 年以降から続いている無医村状態は変わらない。へき地診療所が、福浦・牛滝の 2 集落に設置されているが、常駐の医師がいないため、大間病院の医師が各へき地診療所を巡回している。(福浦地区週 1 回、うち 1 回が牛滝地区の巡回) このことから、早急に全域に対する医師の確保を含めたへき地医療の充実強化を図ることが必要とされている。

通院手段の確保対策としては、近隣の医療機関である大間病院と川内診療所への患者送迎バスを運行している。

また、下北地域では、むつ総合病院を中核とした 5 市町村 (1 市 1 町 3 村) による一部事務組合下北医療センターを形成し、医療連携体制の強化を図っている。

### (2) その対策

- ① 地域医療を確保するため、既存する村内歯科診療所・へき地診療所の維持に努め、診療環境の充実に取り組む。
- ② 現在、大間病院及び川内診療所への通院手段となる患者送迎バスを継続して運行するほか、地域医療体制の変化に合わせた通院手段の維持・充実に努める。
- ③ 医師・看護師の確保については、自治体枠に捉われずに圏域一体となった地域医療体制の維持・強化に努める。

### (3) 事業計画 (令和 3 年度～7 年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
7. 医療の確保	(3) 過疎地域持続的 発展特別事業 その他	患者送迎バス運行事業 (委託料) (事業内容) 近隣市町村の病院・診療所への患者送迎。 (必要性) 本村は無医村状態にあるが、公共交通空白地も存在するため、通院手段の確保が必要である。 (事業効果) 自治体枠に捉われない地域医療の確保・充実化が図られる。	村	

#### (4) 公共施設等総合管理計画等との整合

本事業計画は、村の長期総合計画の基本計画に定めている諸施策等が一体となって連動し、公共施設等のあり方を抜本的に見直し、更新・統廃合・長寿命化による施設の最適化を図るなど、佐井村公共施設等総合管理計画における「6 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針」に基づき持続可能な施設整備等を行っていくことから、佐井村公共施設等総合管理計画に適合している。

## 9 教育の振興

### (1) 現況と問題点

#### ア 学校教育

本村の学校施設の設置状況は、次のとおりである。（令和3年度学校基本調査）

- ① 小学校1校 学級数5学級、児童数46人（特別支援学級含む）  
※うち、2学年と3学年、5学年と6学年が複式となっている。
- ② 中学校1校 学級数5学級、児童数37人（特別支援学級含む）

施設整備については、GIGAスクール構想「学校ICT化」に伴い、児童生徒に1人1台と教師用と合わせ、計119台のタブレット端末を配備し、各教室でもインターネットの利用を可能とするため小学校では校内LANを構築した。今後は、これらを効果的に活用した授業を確立していくことが求められる。

また、スクールバスは、平成18(2006)年4月の原田・磯谷・長後小学校の佐井小学校への統廃合や村内複式校の廃校に対応した通学バスの運行が行われているが、近年、運転手の担い手不足となっている。

なお、令和3(2021)年度から休校中となっている牛滝小中学校は、今後の学校再開に向けた協議を行っているところである。学校再開の場合は、休校期間中に伴う老朽化や劣化箇所についての施設改築が必要となる。

#### イ 社会教育

当村では、佐井小学校を拠点に「放課後子ども教室」が設置され、軽スポーツ、工作、文化活動を通じて異学年や大人たちとのふれあいにより、子どもたちの安全で安心な居場所づくりを行っている。また、各地区等の公民館と連携し、婦人教育（婦人講座）、高齢者教育（ばらいろ学級）も活動が展開されている。しかし、これらの実態は、一部の参加者にとどまり、活動内容も地域課題としての広がりが薄いことから、今後は地域のニーズを踏まえた内容とし、自主的な運営を主体による活動の展開が必要である。

そのほか、村民が生涯にわたり、健康で明るく豊かな生活が保てるよう、スポーツ活動の振興に努めており、令和元(2019)年には、第10回目となる地区・町内会対抗ソフトボール大会を開催した。近年、村民体育・スポーツに対する関心は、次第に高まりつつあることから、スポーツ活動の推進に対する継続的な支援やその充実化が求められる。

### (2) その対策

#### ア 学校教育

学校の統廃合が進んだ本村では、生徒の交通手段や冬季通学の安全確保のためにも、遠距離通学への支援は必要である。スクールバスの運行体制の見直しなど、地域の関係団体等との連携を図りながら、交通手段を確保していく。

今日的課題への対応として、自国及び他国文化の理解促進といったグローバル化に対応した教育や生徒に配備したICT機器を効果的に活用した教育の充実を図る。

現在休校中の牛滝小中学校については、学校再開に係る関係者との協議を進め、再開となる場合は、学校施設の老朽化対策等を計画的に進めていく。

## イ 社会教育

地域のニーズを踏まえた公開講座や生涯学習地域事業等に取り組むことで、地域課題への解決力の醸成や、ふるさとを愛する心の醸成に努める。

地区会・町内会に生涯学習事業を委託し、自治振興活動と一体的な推進を図るとともに、地域リーダーに研修会への参加を促し、人材育成に努めるなど、多様な学習活動への支援を展開していく。

また、近年住民の関心が高まりつつあるスポーツ活動については、スポーツ推進委員と連携した地域スポーツに係る取り組みや、地域スポーツクラブへの支援、競技力の向上・ジュニアスポーツの推進、障がい者スポーツへの支援に努め、多様なスポーツの普及と生活の中への定着を進める。

### (3) 事業計画 (令和3年度～7年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
8. 教育の振興	(1)学校教育関連 施設			
	校舎	牛滝小中学校長寿命化事業 〔 校舎 A=713 m <sup>2</sup> 校舎長寿命化改良工事 一式 〕	村	
	屋内運動場	牛滝小中学校体育館改築事業 〔 体育館 A=324 m <sup>2</sup> 体育館改築工事 一式 〕	村	
	屋外運動場	佐井小学校グラウンド環境整備事業 〔 グラウンド A=5,773 m <sup>2</sup> ネット補修工事 一式 整地・転圧工事 一式 〕	村	
	教職員住宅	佐井中学校グラウンド環境整備事業 〔 グラウンド A=13,597 m <sup>2</sup> 整地・転圧工事 一式 〕  牛滝小中学校教員住宅建替事業 〔 木造平屋建 A=315 m <sup>2</sup> 4棟 〕	村	

	(4) 過疎地域持続的 発展特別事業 生涯学習・スポーツ	佐井村スポーツ協会補助事業（補助金） （事業内容） スポーツ振興事業への助成。 （必要性） 住民が健康で明るく豊かな社会生活を営む ためにはスポーツの推進を図る必要がある。 （事業効果） 村内のスポーツ団体の育成や継続的活動が 図られる。	村	
--	------------------------------------	---	---	--

#### （４）公共施設等総合管理計画等との整合

佐井村公共施設等総合管理計画と本計画は、以下の記述により整合性がとれている。

学校教育系施設については、「「学校施設に関する長寿命化計画」を策定し、村の中核的な施設として、修繕や長寿命化および配置の最適化を的確に実施します。」との記載がある。

社会教育系施設については、「郷土文化伝承の役割と防災拠点（避難所）の役割を併せ持つ施設と、村出身の偉人の生家（展示館）であり、村の貴重な財産として計画的な修繕や長寿命化等を推進します。」との記載がある。

## 10 集落の整備

### (1) 現況と問題点

村内には9つの集落が存在し、6つの町内会と7つの地区会が組織されており、地区集落の祭典行事や自主防災組織としての役割、広報紙等の配布など活動は多岐にわたり、協働のむらづくりには欠かせない存在となっている。

近年、過疎化や少子・高齢化の進行に伴い、地域コミュニティの機能低下や連帯意識の希薄化を含めた中山間地域の課題が顕在化する中、行政のみでは地域社会の維持や複雑化する住民ニーズへの対応は困難となっている。

村では「住民提案型事業」として、住民活動を促進するため、住民の創意工夫により企画された事業の経費の一部を助成する補助制度を設けており、それらを活用した多様なむらづくり活動が実践・展開されている。

引き続き、本村の「佐井村むらづくり条例」に示される行政の役割と責務による支援が必要である。

### (2) その対策

集落の維持、地域活力の低下を抑える取り組みとして、帰郷や新規転入を希望する人を対象とした住宅確保に係る支援、定住サポートを行う人材の配置など、安心して転入定住できる環境づくりに努める。

また、住民活動の促進を図るため、むらづくり団体、NPOなど、公益的な村民団体を育成するとともに、多様な主体によるむらづくり活動を支援する。

### (3) 事業計画 (令和3年度～7年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
9. 集落の整備	(3) その他	町内会・地区会育成活動支援事業 (補助金)	村	

## 11 地域文化の振興等

### (1) 現況と問題点

#### ア 赤十字の里づくり

本村では、名誉村民である三上剛太郎先生の仁愛の精神と求道の生涯を手本とするため、平成8(1996)年度より「赤十字の旗ひるがえる里づくり」を推進している。日露戦争中、手縫いの赤十字旗を掲げ敵味方なく多くの命を救ったことのほか、生涯勉学に励み、地域医療でも貢献された剛太郎氏の偉業やその崇高な精神は今も村民に受け継がれている。平成16年に三上家から剛太郎氏の生家が村に寄贈されたことに伴い、保存改修をし、現在は一般公開されており、平成28年には県重宝に指定されている。

#### イ 郷土芸能・地域文化

各集落で文化・歴史の保存等に関する団体が自主的に活動しているが、近年の少子・高齢化や若い世代の人口流出等により、文化活動の担い手が不足し、郷土芸能の継承や祭り運営が困難になっている。

その土地に残る歴史や伝統文化は、地域に活力を与え、人生を豊かにするものであるため、文化の保存・継承に係る取り組みは急務である。

### (2) その対策

#### ア 赤十字の里づくり

旧三上家住宅は、全国的に見ても貴重な和風医院建築で、県重宝に指定されるなど歴史的な価値が認められつつある。また、名誉村民三上剛太郎氏の「仁愛の精神」は、現在も色あせることなく人々の心に浸透している。この唯一無二の村づくりを後世に残していくため、旧三上家住宅などに展示される歴史的・文化的資料等の保存に努め、来訪者のみならず、村民が学ぶ機会の提供に活用していく。

#### イ 郷土芸能・地域文化

郷土芸能の保存・継承活動を支援するとともに、村民や域外の人々が伝統芸能に接する機会の充実に努める。

学習機会の提供として、住民の身近に優れた芸術・文化に触れる機会を提供することで、芸術・文化意識の高揚を図る。



(3) 事業計画 (令和3年度~7年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
10. 地域文化の 振興等	(3) 過疎地域持続的 発展特別事業 地域文化振興	<p>郷土芸能保存伝承事業 (事業内容)</p> <p>地域団体や郷土芸能保存団体が対象となる助成事業を紹介し、申請事務の補助を行う。</p> <p>(必要性)</p> <p>文化活動の担い手が不足しているため、地域団体への支援は必要である。</p> <p>(事業効果)</p> <p>民俗芸能の保存・継承活動の促進に繋がる。</p>	村	

## 12 再生可能エネルギーの利用の推進

### (1) 現況と問題点

村と地域電力会社との共同出資により、令和3年4月に自治体新電力会社「株式会社さいエナジー」を設立。地域でのエネルギー供給事業はもとより、事業収入を地域に還元・循環させることで村づくり事業の財源として活用し、持続可能な地域づくりを図っていくこととしている。

近年、脱炭素社会に向けた手段の一つとして、再生可能エネルギーの普及が求められる一方で、それらの普及に係る開発行為によるトラブルや住民からの景観保全の要望なども寄せられている。地域住民の生活や景観に配慮した再生可能エネルギーの推進に努めなくてはならないため、村独自の景観計画の策定による対応は急務である。

### (2) その対策

本村の風土を生かした再生可能エネルギーの活用を促進するため、太陽光、風力、水力、バイオマスなど多様な資源の有効活用について、調査研究を進める。

また、再生可能エネルギーの普及に伴う開発行為に関しては、村のガイドライン等に基づく監視・指導に努めるほか、村独自の景観計画を策定することで、その規制を強化し、住民生活や地域の景観に配慮した再生可能エネルギーの推進を図る。

### (3) 事業計画 (令和3年度～7年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
11. 再生可能エネルギーの 利用の推進	(3) 過疎地域持続的 発展特別事業 再生可能エネルギー利用	小水力発電調査事業 (事業内容) 小水力発電有望地点の地質調査、流量 調査等を行う。 (必要性) 水力発電が本村にとって効果的かつ安 全な事業であるか見極めるために必要で ある。 (事業効果) 再生可能エネルギーの普及促進やエネ ルギーの地産地消に繋がる。	村	

#### (4) 公共施設等総合管理計画等との整合

本事業計画は、村の長期総合計画の基本計画に定めている諸施策等が一体となって連動し、公共施設等のあり方を抜本的に見直し、更新・統廃合・長寿命化による施設の最適化を図るなど、佐井村公共施設等総合管理計画における「6 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針」に基づき持続可能な施設整備等を行っていくことから、佐井村公共施設等総合管理計画に適合している。

事業計画（令和3年度～令和7年度）過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
1. 移住・定住・ 地域間交流の 促進、人材育 成	(4)過疎地域持続的 発展特別事業 移住・定住	<p>未婚晩婚化対策事業 (事業内容) 村内の独身男性の出会いの場を創出するための村独自の婚活支援事業。 (必要性) 人口減少の抑制を図る上で、過疎化や地域活動の衰退により独身男女の出会いの機会が減少しているため、出会いの場の創出が必要である。 (事業効果) 成婚に至ることで、本村への定住・出生率の向上に繋がる。</p>	村	
	地域間交流	<p>関係人口創出事業 (事業内容) 地域外の子ども、学生、地域づくりを担う世代など幅広く受け入れをし、住民との交流を行う。 (必要性) むらづくりにおいて、地域リーダーの育成や外部の担い手の確保が必要である。 (事業効果) よそ者の視点から得られる地域の魅力発掘や地域課題の解決に繋がる。</p>	村	
5. 生活環境の 整備	(7)過疎地域持続的 発展特別事業 防災・防犯	<p>避難所施設備品整備事業 (事業内容) 非常食の入替、発電機の修繕交換等を行う。 (必要性) 有事の際の防災体制の強化を図る。</p>	村	

<p>6. 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進</p>	<p>(8) 過疎地域持続的発展特別事業 健康づくり</p>	<p>(事業効果) 自主防災組織の避難所開設・運営に必要な整備をすることで地域の防災力強化に繋がる。</p> <p>健康マイレージ事業 (事業内容) 食生活等の改善、健診の受診など、チャレンジメニューの実践によって得たポイントに応じて特典を設けている。 (必要性) 住人の多くに健康づくりへ関心を持ってもらうため。</p> <p>(事業効果) 健康づくり事業の新規参加者の確保につながる。</p>	<p>村</p>
<p>7. 医療の確保</p>	<p>(3) 過疎地域持続的発展特別事業 その他</p>	<p>患者送迎バス運行事業（委託料） (事業内容) 近隣市町村の病院・診療所への患者送迎。 (必要性) 本村は無医村状態にあるが、公共交通空白地も存在するため、通院手段の確保が必要である。</p> <p>(事業効果) 自治体枠に捉われない地域医療の確保・充実化が図られる。</p>	<p>村</p>
<p>8. 教育の振興</p>	<p>(4) 過疎地域持続的発展特別事業 生涯学習・スポーツ</p>	<p>佐井村スポーツ協会補助事業（補助金） (事業内容) スポーツ振興事業への助成。 (必要性) 住民が健康で明るく豊かな社会生活を営むためにはスポーツの推進を図る必要がある。</p>	<p>村</p>

<p>10. 地域文化の振興等</p>	<p>(3) 過疎地域持続的発展特別事業 地域文化振興</p>	<p>(事業効果) 村内のスポーツ団体の育成や継続的活動が図られる。</p> <p>郷土芸能保存伝承事業 (事業内容) 地域団体や郷土芸能保存団体が対象となる助成事業を紹介し、申請事務の補助を行う。 (必要性) 文化活動の担い手が不足しているため、地域団体への支援は必要である。 (事業効果) 民俗芸能の保存・継承活動の促進に繋がる。</p>	<p>村</p>	
<p>11. 再生可能エネルギーの利用の推進</p>	<p>(3) 過疎地域持続的発展特別事業 再生可能エネルギー利用</p>	<p>小水力発電調査事業 (事業内容) 小水力発電有望地点の地質調査、流量調査等を行う。 (必要性) 水力発電が本村にとって効果的かつ安全な事業であるか見極めるために必要である。 (事業効果) 再生可能エネルギーの普及促進やエネルギーの地産地消に繋がる。</p>	<p>村</p>	